

令和7年監査公表第4号（住民監査請求）

地方自治法第242条第1項の規定による住民監査請求について、同条第5項の規定により、監査を実施したので、その結果を公表する。

令和7年7月18日

半田市監査委員 西 川 承

半田市監査委員 小 出 義 一

住民監査請求監査結果

令和7年5月26日付け、請求人から提出のあった、地方自治法第242条第1項の規定に基づく「住民監査請求書（3枚）」について、次のとおり通知する。

第1 監査の請求

1 請求人

半田市■■町■■丁目■■番地の■■
■■ ■■

2 請求書の提出

令和7年5月26日

3 請求の要旨

請求人から提出された、住民監査請求書に記載された事項に基づく請求の要旨は、以下のとおりである。

●令和7年5月26日付け、「住民監査請求書（3枚）」

地方自治法242条1項の規定に則り、本件請求書を提出しますので、必要な措置を求めます。

第1. 請求の趣旨

請求人が市監査委員あてに提出した3件の住民監査請求書について、請求人は提出した当初から同事務局の職員に3件全てに対して、陳述したい旨をお伝えしていました。（R7.4.24、R7.4.30、R7.5.7の3件です。）

ところが、現在そのスケジュールさえ請求人に連絡がありません。

地方自治法242条7項には、請求人に陳述及び証拠提出の機会を与えなければなら

ない、旨を規定しています。

にもかかわらず、上記の状況です。

市監査委員（2名）と事務局担当者の職務怠慢ですので、3名それぞれの報酬又は給与の10日分計196千円を各人が半田市に返納するよう求めます。

＊「住民監査請求書（3枚）」の内、「第2．請求の理由」、「第3．提出する書証」については、記載を省略している。

第2 請求の要件審査

令和7年5月26日に提出された住民監査請求書（3枚）は、事務局担当者のみを監査の対象として、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項及び第2項に規定する要件について、所定の要件を具備しているものと認め、6月11日付けで受理を決定し、同日付けで請求人へ通知した。

第3 監査の実施

1 請求人による証拠の提出及び陳述の機会

請求人より法第242条第7項の規定に基づき、陳述は行わない旨の報告を受けた。

2 監査の対象事項

請求人から提出された「住民監査請求書（3枚）」の「請求の趣旨」欄には、「市監査委員あてに提出した3件の住民監査請求書について、陳述したい旨を伝えていたが、現在そのスケジュールさえ請求人に連絡がないのは、市監査委員（2名）と事務局担当者の職務怠慢ですので、3名それぞれの報酬又は給与の10日分計196千円を各人が半田市に返納するよう求めます。」と記載されている。

ここで、本請求書においては、監査委員の2名も監査の対象としているが、その部分については、半田市監査委員の全員が法第199条の2の規定に基づき除斥されたため、監査をすることができない。したがって、陳述等のスケジュールを連絡していない事務局担当者への給与の支払いについて、法第242条第1項に規定する「違法又は不当な公金の支出」に該当するか否かを対象とした。

第4 監査の結果

監査の対象事項に関して、次のとおり、事実関係を認めた。

1 住民監査請求における陳述について

法第242条第7項では、「監査委員は監査を行うに当たっては、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えなければならない。」とされている。

法令上、陳述を行う期限は定められておらず、監査のスケジュールを請求人に示す規定も見られない。

請求人の言う3件の住民監査請求書に関する証拠の提出及び陳述の機会については、法に基づき、5月26日付けで「住民監査請求に関する証拠の提出及び陳述の機会について（通知）」と題した文書を送付し、日時と場所を示して、証拠の提出及び

陳述の機会を設けた旨を伝えている。

第5 監査委員の判断

請求人は、「市監査委員あてに提出した3件の住民監査請求書について、当初から陳述したい旨を職員に伝えている」、「スケジュールさえ請求人に連絡がない」と述べているが、法令上、陳述を行う期限は定められておらず、請求人にスケジュールを示さなくてはならない理由も見当たらない。

法第242条第7項では、「監査委員は監査を行うに当たっては、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えなければならない。」とされているが、請求人が監査委員あてに提出した3件の住民監査請求書に関する陳述については、5月26日付けで「住民監査請求に関する証拠の提出及び陳述の機会について（通知）」と題した文書を送付しており、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えている。

したがって、事務局担当者は、法に基づいた対応をしており、その職員に対する給与の支払いは、法第242条第1項に規定する「違法又は不当な公金の支出」に該当しないと認められる。

第6 結果

本住民監査請求については、法第242条第11項の規定に基づき、監査委員の合議により、以下のとおり決定した。

本住民監査請求は、理由がないと認められるので、法第242条第5項の規定により棄却する。

なお、住民監査請求書は、半田市監査委員の2名も監査の対象としているが、その部分については、半田市監査委員の全員が地方自治法第199条の2の規定に基づき除外されたため、監査を行っていない。